

ハラスメント防止基本方針

一般社団法人 日本環境測定分析協会

1. ハラスメント防止の基本姿勢

ハラスメント行為は人権に係る重要な問題であり、職員の尊厳を傷つけ就業環境の悪化を招く点で絶対に許されない行為です。当協会は、ハラスメント行為を決して許さず、あらゆる職員が互いに尊重しあう、安全で快適な就業環境づくりに取り組みます。特に、顧客等からの社会通念上相当な範囲を超えた要求や著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対しては、職員を守るため組織として毅然とした対応を行います。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント及び就活ハラスメントなどを指します。

3. 対象者

ハラスメント防止の対象者はすべての職員です。役員、正職員のほか、パートタイム職員や派遣職員なども含まれます。また、取引先企業の経営者や職員、当協会への入職を希望する求職者など、当協会以外の者に対してもハラスメント行為を行ってはなりません。

4. 相談窓口

ハラスメントに関する相談・苦情及び通報窓口は、事務局長及び総務部です。すべての職員のほか、当協会への入職を希望する求職者等も、窓口担当者に相談及び苦情の申出、又は匿名での通報が可能です。「職場におけるハラスメントの防止に関する細則」に従い、相談・通報内容に関する情報や個人情報 は厳重に管理・保護されます。

5. 懲戒処分

「就業規則」及び「職場におけるハラスメントの防止に関する細則」に定める懲戒事由に該当するハラスメントの事実が認められた場合、情状に応じ、戒告、減給、出勤停止、又は懲戒解雇の懲戒処分を行います。

ハラスメントの事実を通報した相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。また、相談者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員がいた場合、上記と同様に厳正に対処します。

6. カスタマーハラスメントへの対応（対外対応）

顧客等との問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。

さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家と連携の上、毅然と対応します。